

2021年度 生命保険協会 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動 募集要項

1. 事業の目的

当会では、保育所や放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、2014年度より資金助成を行っています。

待機児童問題が女性の社会進出の妨げの一因となっており、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。

本年度は、助成内容に新型コロナウイルス対策に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用および事業資金を加え、コロナ禍にあっても誰もが安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備に貢献します。

2. 実施スケジュール（予定）

- ・ **募集期間** 2021年5月18日（火）～6月30日（水）
- ・ 選考期間 2021年7月～10月末
- ・ 助成対象施設決定 2021年11月上旬
- ・ 助成金交付 2021年12月下旬
- ・ **助成金活用期間** 2021年11月～2022年4月末
(事業資金は、2021年5月～2022年4月末)
- ・ 助成金活用報告書提出締切 . . . 2022年5月末

3. 応募資格

施設単位での応募を可能としておりますので、1法人につき、複数の応募をしていただいても問題ございませんが、申請書や添付書類は施設ごとに作成のうえご提出ください。

○助成対象（1）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること a. 認可保育所 b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設 c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設 d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設 e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等を実施していること ※通常の保育事業に加え、上記③いずれかの事業実施で応募可 ※新たに③のいずれかの事業を実施する場合2022年4月末までに実施すること ※新型コロナウイルス感染症の影響で上記事業を取り止めている場合も応募可

※認可外保育施設は行政より発行される「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書を提出できない場合は応募の対象外。

※認定こども園は応募の対象外。

○助成対象（2）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること
--

4. 助成概要

助成対象施設	助成内容 (申請内容)	申請受付パターン	助成金額 (総額2,500万円)
(1) 保育施設	①備品購入費 ②建築・設備工事費	・①単独申請 ・②単独申請 ・①と②の併用申請	1施設当たり上限額 35万円
	③コロナ対策費	・③単独申請 (①②との併用不可)	
(2) 放課後児童クラブ	①備品購入費 ②建築・設備工事費	・①単独申請 ・②単独申請 ・①と②の併用申請	1施設当たり上限額 20万円
	③コロナ対策費	・③単独申請 (①②との併用不可)	

5. 助成対象となる経費

項目	例(記載のないものも申請可能)	
①備品購入費 ②建築・ 設備工事費	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具(一輪車、竹馬、鉄棒、ブランコ、サッカーゴール) ・玩具(ボール、積み木、ブロック、知育玩具) ・書籍(絵本、紙芝居、図鑑) ・電化製品(エアコン、冷蔵庫、掃除機) ・子ども用家具(ベッド、机、椅子、ロッカー) ・水栓整備(トイレ、流し台、手洗い設備) ・園庭整備(土入れ、縁石、日避け設備) ・防音対策(防音パネル、防音カーテン) ・防犯対策(カギ強化、防犯カメラ、防犯スプレー) ・防災対策(防災カーテン、防災ヘルメット、防寒具) ・安全対策(ベビーセンサー、避難車、強化ガラス、AED、安全柵)
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、衣類、生理用品、消耗品(③コロナ対策費では申請可能) ・電子機器(テレビ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、パソコン、プロジェクター、ゲーム機器等) ・お菓子、お茶、飲食代等
③コロナ対策費	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策のための備品購入・設備工事 (マスク、アルコール消毒液、パーテーション、空気清浄機※) ・新型コロナウイルス感染症の影響により必要性が生じた施設経営の安定に使用する事業資金 (人件費、密回避のための会場費) <p>※③コロナ対策費として空気清浄機を申請する場合、新型コロナウイルス感染症対策としての効果があることがわかるようにご記入ください。</p>
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関連のない備品購入・設備工事・事業資金

※事業資金の用途は具体的にご記載ください。

※助成金活用期間・・・・・・・・・・2021年11月～2022年4月末
(事業資金は、2021年5月～2022年4月末)

6. 応募方法

【応募にあたっての留意事項】

- ・ 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合または、やむを得ず申請を取り下げる場合は、7頁記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

(1) 応募手順

○ 応募申請書類等をウェブで提出

応募申請は以下 URL よりお願いいたします

① 基本情報入力フォーム：

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pepg-lgnfsj-7f1c64922f25a2e052aa37a74ca5f22b>

② 応募情報入力フォーム：

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/pepg6qhmfp5lescsd3/0h-67d/login.html>

STEP 1

・ 基本情報入力

- ・ 「基本情報入力フォーム」から基本情報を入力していただき、ご登録を完了してください。

STEP 2

・ 助成申請書ダウンロード・入力

- ・ 当会ホームページより所定の「助成申請書」(Word)をダウンロードのうえ、必要事項を入力してください。(助成申請書は助成対象(1)・(2)の2種類に分かれておりますので、該当する申請書を使用ください。)

STEP 3

・ 応募情報入力・添付書類アップロード

- ・ 「応募情報入力フォーム」より応募情報の入力および5頁①～⑤の「必須添付書類」をアップロードしてください。なお、必須添付書類①についてはSTEP2において作成した「助成申請書」(Word)をアップロードしてください。
- ・ 必須添付書類②～⑤((1)⑤証明書については該当する施設のみ)については、1つずつしかファイルの添付ができないため、zipファイルやPDFの結合等を活用し、ご提出ください。(いずれの添付書類についても、パスワードは設定しないでください。)

◆必須添付書類（いずれも書式は問いません。）

○助成対象（１）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

- ①助成対象（１）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る助成申請書（word）
- ②法人の２０２０年度の決算報告書および２０２１年度の収支予算書
- ③保育施設の２０２０年度の事業報告書および決算報告書（活動状況・収支決算がわかるもの）
- ④保育施設の２０２１年度の事業計画書および収支予算書（活動計画・収支予算がわかるもの）
- ⑤施設平面図および（認可外保育施設の場合は）行政より発行される「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

- ①助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る助成申請書（word）
- ②法人（団体）の２０２０年度の決算報告書および２０２１年度の収支予算書
- ③放課後児童クラブの２０２０年度の事業報告書および決算報告書（活動状況・収支決算がわかるもの）
- ④放課後児童クラブの２０２１年度の事業計画書および収支予算書（活動計画・収支予算がわかるもの）
- ⑤施設平面図

※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。

※事業報告書・決算報告書・事業計画書・収支予算書について、応募時点で完成していない場合、暫定版（もしくは前年度）の書類を添付し、完成次第追加でご送付（郵送）ください。

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は、助成有無にかかわらず返却できませんので、予めご了承願います。なお、選考に際して、当会から照会を行うこともございますので、助成申請書の写しを必ずお手元に保管してください。

（２）募集要項・助成申請書の掲載場所

当会のホームページ（<https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/guideline/>）から「募集要項」（PDF）、「助成申請書」（Word）をダウンロードいただけます。

7. 助成対象施設の選考

(1) 選考方法

①学識経験者等で構成する選考審査会において、以下の選考基準にもとづき総合的に選考します。

◆選考基準

・事業計画、保育（育成）計画、運営実績・健全性、必要性・効果、費用の合理性

※同評価の場合には、待機児童の状況等の地域性や当会による財政支援の必要性も考慮します。

②助成金交付額は、選考審査会において助成申請書記載の金額と、助成申請の内容にもとづいて審査します。より多くの施設に助成するという趣旨から、助成金額を減額する場合があります。

※必要に応じてさらに詳しい書類の提出をお願いする場合、助成申請内容等について個別に確認させていただく場合があります。

(2) 選考結果の通知・公表

①選考結果は2021年11月上旬（予定）に、助成有無に関係なく**全ての申請施設に郵送またはメールにてご連絡いたします**。また、助成対象施設については、ホームページに掲載予定です。

※選考結果の理由に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。

②助成対象となった場合は、施設名、助成金額、助成申請経費活用計画等、申請書に記載されている内容について、当会が必要と考える情報を公表させていただきます。

③助成対象とならない場合でも、助成申請の事実および申請内容について、公表する場合があります。

(3) 授与式への出席

①助成決定時、原則として各都道府県および地区協会において授与式を開催します。授与式では、保育内容や今後の目標等についてご紹介いただきます（開催時期は2021年11月～12月頃を予定）。

②授与式には、当会関係者以外に、地元マスコミ等が同席し取材する場合がありますので、予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催時期や開催方法が変更となる場合があります。

8. 助成金活用報告書等の提出

(1) 以下の報告書等を、遅くとも2022年5月末までにご提出ください。

①助成金活用報告書

②助成金使途報告書（領収書等のコピー添付）

③助成金を活用した保育の実施状況がわかる資料（印刷物、写真、紹介記事等）

※必要に応じて訪問のうえ、活用状況等について確認させていただく場合があります。

(2) 助成金活用後にご提出いただく報告書等にもとづき、各助成対象施設の保育内容等を当会ホームページ等にて紹介させていただく場合があります。

9. 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ・ 申請内容に虚偽があることが判明したとき
 - ・ 助成金を助成対象経費以外に使用したとき
 - ・ 正当な理由なしに、助成金活用報告書等が所定期限に提出されないとき
 - ・ 保育活動を不当に中止ないし変更・縮小したとき
 - ・ 所定期間内に設備の整備や備品の購入等が完了しなかったとき
 - ・ 設備の整備、備品の購入等に要した支出合計額が、当会の助成金額を下回るとき
(あるいは支出合計額が当会の助成金額を上回っていても、他団体から同一活動に対する助成金がある場合に、支出合計額が助成金の総合計額を下回るとき)
 - ・ 助成金活用期間（備品購入費、建築・設備工事費：2021年11月～2022年4月末、事業資金：2021年5月～2022年4月末）以外の時期に、助成金を使用したとき
- 等

10. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた助成申請書に記載されている個人情報は、当会の「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」および社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

《お問い合わせ先》

生命保険協会 広報部内「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

電話 03-3286-2643

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/guideline/>

※お問い合わせの際には、当会ホームページに掲載している「よくあるご質問」を改めてご確認ください。